

令和元年5月29日  
市民環境常任委員会資料  
産業地域振興部文化自治振興課

### コミュニティセンターの指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了するコミュニティセンターにつきまして、令和2年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、5月23日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討した結果につきまして、以下のとおり、報告します。

|  |  |
|--|--|
| 施設名：宇治市西小倉コミュニティセンター<br>宇治市東宇治コミュニティセンター<br>宇治市南宇治コミュニティセンター<br>宇治市槇島コミュニティセンター      |  |
| 現在の指定管理者：西小倉地区コミュニティ推進協議会<br>東宇治地区コミュニティ推進協議会<br>南宇治地区コミュニティ推進協議会<br>槇島地区コミュニティ推進協議会 |  |
| 公募・非公募   |  |
| 非公募  | <b>理由</b><br>地域の関係団体で構成される各地区コミュニティ推進協議会は、自主的かつ近隣の地域住民の総意を反映できるように設立された経過に加え、地域コミュニティの一層の推進を目的として地域の状況を踏まえた運営をしていることから、引き続き非公募とする。 |
| 指定期間 5年（令和2年度～令和6年度）   |  |
| 利用料金制度   |  |
| 導入無  | <b>理由</b><br>地域コミュニティの推進に向け、地域の状況を踏まえて運営することが必要であり、それを考慮すると単純に利用拡大すれば良いというものではなく、指定管理者のインセンティブに繋がらないため、導入しない。                      |
| 委員会意見  | 非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当と考える。  |